

災害救助物資の供給等に関する協定書



高 知 県

株式会社ファミリーマート

災害救助物資の供給等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、高知県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金等）

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定するものとする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（供給可能数量等の報告）

- 第7条 乙は、この協定の締結後速やかに、指定物資のうち別に甲が指定する物資の供給可能数量及び災害時の緊急連絡先について、甲に報告するものとする。供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

（協議）
第8条
に同じ

（効力）
第9条
満了日
同様と

（解除）
第10条
相手方

この協定
を保有す

平成

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年8月31日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
高知県知事

乙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長

